

医政歯発0331第2号  
令和4年3月31日

各 

都	道	府	県
保健所を設置する市			
特別			区

 医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長  
( 公 印 省 略 )

### 歯科技工所の開設及び歯科技工所間の連携について

近年、デジタル技術を活用した歯科技工の増加など歯科技工を取り巻く状況は変化しており、今後、業務の効率化や質の高い歯科補てつ物等の作成等を行う観点から、歯科技工所間の連携をより強めていく必要性が指摘されている。

今般、「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」における議論を踏まえ、歯科技工所の開設について下記のとおり明確化するとともに、歯科技工所間の連携について下記のとおり明確化することとしたので、ご了知の上、関係者に周知方を願います。

#### 記

##### 1. 歯科技工所の開設について

歯科技工所の開設に当たっては、複数人が共同で1つの歯科技工所を開設することが可能である。なお、複数人が同一住所に複数の歯科技工所を開設する場合は、それぞれの歯科技工所が歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下「法」という。）第21条に規定する届出を行い、同法第22条に規定する管理者を置くとともに、歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）第13条の2に規定する構造設備基準を満たす必要がある。

##### 2. 歯科技工所間の連携による機器の共同利用について

歯科医療の用に供する補てつ物等（以下「歯科補てつ物等」という。）の作成等に用いる機器（「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成24年10月2日付け医政発1002第1号厚生労働省医政局長通知）において歯科技工所の構造設備基準として必要とされている機器等を除く。）については、地域の歯科技工所間で連携し、共同で利用することが可能である（別紙参照）。歯科補てつ物等の作成等に用いる機器（以下単に「機器」という。）の共同利用にあたっては、以下の点に留意すること。

### (1) 歯科医師の指示書について

法第 18 条の規定により、歯科医師又は歯科技工士（以下「歯科医師等」という。）が歯科技工所において業として歯科補てつ物等の作成等を行う場合、歯科医師から交付された指示書が必要となる。

地域の歯科技工所間の連携により、別紙のとおり機器の共同利用を行う場合、指示書は、「歯科補てつ物等の作成等を行う歯科技工所」（以下「作成歯科技工所」という。）の業務に従事する歯科医師等へ交付される必要がある。この場合において、「共同利用する機器を所有する歯科技工所」（以下「機器所有歯科技工所」という。）は指示書の交付を受ける必要はないが、作成歯科技工所は、指示書を交付する歯科医師に対し、機器所有歯科技工所が所有する機器を共同利用して歯科補てつ物等を作成する旨を伝えることが望ましい。

なお、歯科補てつ物等の作成等を行う歯科技工所が、歯科医師からの指示書に基づき行う歯科補てつ物等の作成等の工程の一部を、機器を所有する歯科技工所が行うことは、歯科医師からの指示書に基づかない歯科技工が行われることとなり、これは「歯科医療の用に供する補てつ物等の安全性の確保について」（平成 23 年 9 月 26 日付け医政発 092 第 1 号厚生労働省医政局長通知）のとおり認められないものであること。

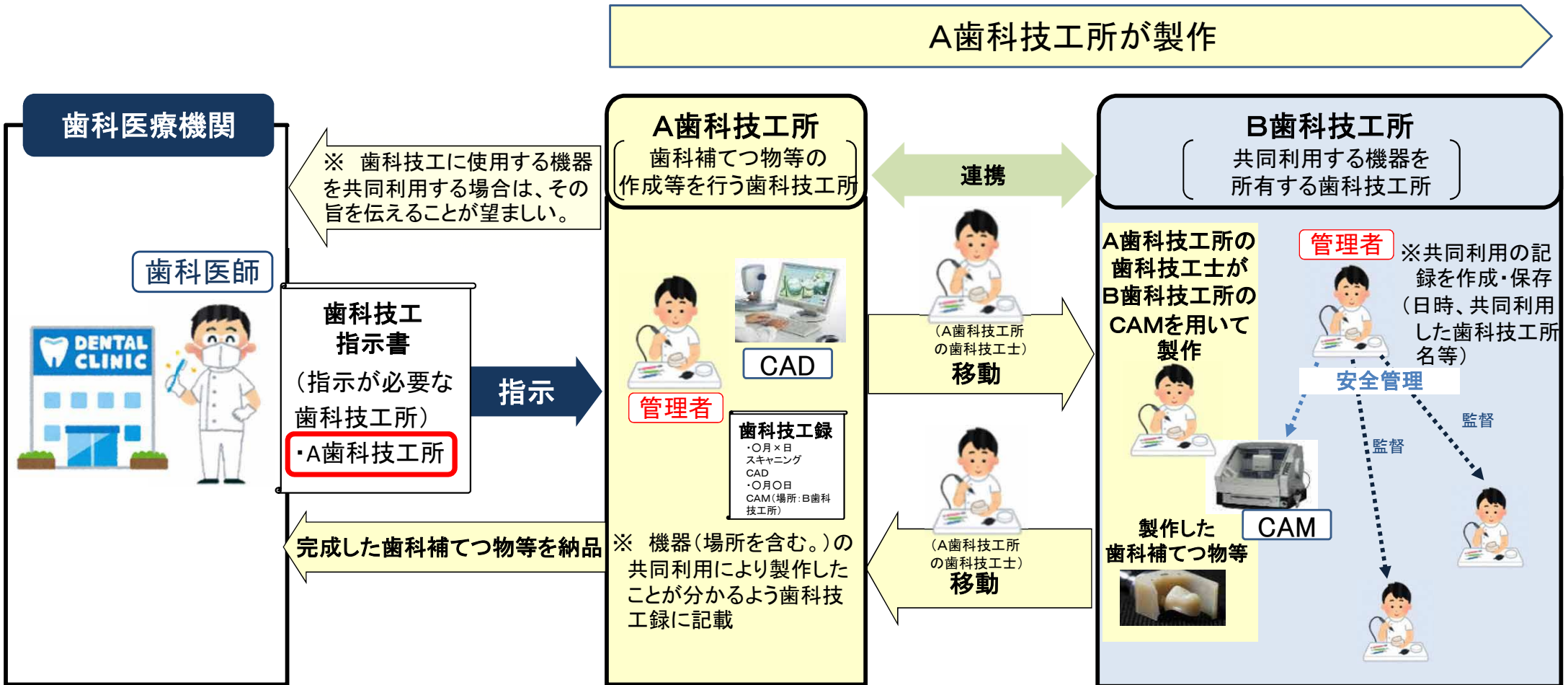
### (2) 歯科技工録の記載について

歯科技工士は、その業務を行った場合には、歯科技工録を記載する必要がある。歯科補てつ物等に係る作成等の工程の一部で機器を共同利用する場合には、歯科技工録の当該工程部分に、機器の共同利用を行った旨及び機器所有歯科技工所の名称等を記載すること。なお、機器所有歯科技工所が特定できるような記載とすること。

### (3) その他

機器所有歯科技工所の管理者は、所有する機器を、作成歯科技工所と共同で利用した場合、その日時及び当該作成歯科技工所の名称等を記載した記録を作成すること。なお、作成歯科技工所が特定できるような記載とすること。

## (例) 機器を共同利用してCAD/CAMを用いた歯科技工を行う場合



※A,Bの各歯科技工所はいずれも構造設備基準を満たす